

●香川県告示第420号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成24年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 要措置区域

坂出市林田町字東梶乙636番9及び655番2の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定